

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田舎館村は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

青森県田舎館村長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に該当固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する田舎館村(以下「村」という。)において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。 納税義務者は、賦課期日に資産を所有するもの(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条) 税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その課税標準に村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。 課税標準価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては村長へ不服申し立てを行う。課税標準は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。 村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を経由し、受領する。(地方税法第383条等) ③価格に関する審査の申出(地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条等) ⑤天災による固定資産の減免あるいは、貧困等による扶助を受ける者に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条等) ⑥「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等
③システムの名称	固定資産税システム、宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、eLTAX、国税連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第14条第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田舎館村役場 企画観光課 〒038-1113 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号:0172-58-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田舎館村役場 税務課 〒038-1113 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1 電話番号:0172-58-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーの取得は本人からの提供を受けることを原則とし、申告者等から得られない場合にのみ行う住基ネット照会は固定資産税事務の制度上定められた手順に従って行うなど「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守している。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	----------------------------	-------------------------------	-------------------------------

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する

--	--

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

3) 課題が残されている

	判断の根拠	操作可能な者を限定し、アクセスが可能な職員は、指紋とパスワードによる認証によって限定していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
--	-------	---

操作可能な者を限定し、アクセスが可能な職員は、指紋とパスワードによる認証によって限定していることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I－8連絡先	企画観光課	税務課	事後	
平成29年3月1日	II－1いつ時点の計数か	平成26年8月29日 時点	平成29年1月25日 時点	事後	
平成29年3月1日	II－2いつ時点の計数か	平成26年8月29日 時点	平成29年1月25日 時点	事後	
平成29年4月1日	I－5②所属長	税務課長 齊藤晋	税務課長 稲葉明志	事後	
平成30年3月30日	II－1いつ時点の計数か	平成29年1月25日 時点	平成30年3月29日 時点	事後	
平成30年3月30日	II－2いつ時点の計数か	平成29年1月25日 時点	平成30年3月29日 時点	事後	
令和1年5月10日	I－5② 所属長役職名	税務課長 稲葉明志	税務課長	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和1年5月10日	II－1いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	平成31年4月11日 時点	事後	
令和1年5月10日	II－2いつ時点の計数か	平成30年3月29日 時点	平成31年4月11日 時点	事後	
令和1年5月10日	IV リスク対策	－	改正後の様式による新項目の記載	事後	特定個人情報保護評価に関する規則等の改正に伴う変更
令和2年4月10日	II－1いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月9日 時点	事後	
令和2年4月10日	II－2いつ時点の計数か	平成31年4月11日 時点	令和2年4月9日 時点	事後	
令和3年4月20日	II－1いつ時点の計数か	令和2年4月9日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年4月20日	II－2いつ時点の計数か	令和2年4月9日 時点	令和3年4月19日 時点	事後	
令和3年8月26日	I－4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第27号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	番号法第19条第8号 同法別表第2第27号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	事前	番号法の改正による番号法第19条の号ズレ修正
令和4年8月22日	II－1いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和4年8月22日	II－2いつ時点の計数か	令和3年4月19日 時点	令和4年8月17日 時点	事後	
令和5年5月29日	I－1②事務の概要	－	⑥「サービス検索・電子申請機能」を通じて申請された電子申請データの受理、審査等 を追記	事後	電子申請サービスの開始に伴う変更
令和5年5月29日	I－1③システムの名称	固定資産税システム、宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	固定資産税システム、宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事後	電子申請サービスの開始に伴う変更
令和5年5月29日	II－1いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年5月12日 時点	事後	
令和5年5月29日	II－2いつ時点の計数か	令和4年8月17日 時点	令和5年5月12日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月22日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和6年5月22日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	令和5年5月12日 時点	令和6年5月13日 時点	事後	
令和6年11月14日	Ⅰ－1③システムの名称	固定資産税システム、宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	固定資産税システム、宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和6年11月14日	Ⅰ－3個人番号の利用	番号法第9条および別表第1第16号	番号法第9条第1項 別表24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条、番号法第14条第2項	事後	
令和6年11月14日	Ⅰ－4②法令上の根拠	番号法第19条第8号 同法別表第2第27号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和6年11月14日	Ⅳ－8人手を介在させる作業	記載なし	人手を介在させる作業の追加	事後	
令和6年11月14日	Ⅳ－11最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	最も優先度が高いと考えられる対策の追加	事後	様式変更による追加
令和7年6月30日	Ⅱ－1いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	
令和7年6月30日	Ⅱ－2いつ時点の計数か	令和6年5月13日 時点	令和7年5月15日 時点	事後	